

議会改革特別委員会

令和2年2月10日

葛城市議会

開 会 午後3時00分

杉本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。臨時議会がスムーズに運んで、この議会改革特別委員会もスムーズに運ぶよう皆さんよろしく願いいたします。

委員外議員の出席、奥本議員です。

それでは、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それではただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）議会改革に関する事項等についてを議題といたします。本件につきましては、これまで議会改革特別委員会や協議会の中で、今後議会改革を推進していく上で委員会として議論をしていくべき案件についてご協議いただいておりますが、本日の委員会では、次第に記載しております会議における情報通信機器の使用基準（案）と議員研修につきまして委員各位のご意見をお伺いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準（案）についてでございます。本件につきましては、これまで開催した本委員会や協議会、また議会全員協議会におきましてご協議いただいております。その結果、個人で所有、使用しているタブレット等の持ち込みについては認めることを決定いただいております。また、その使用基準や実施時期につきましても、昨年12月13日に開催いたしました協議会においてご意見をいただいておりますので、その内容を反映した使用基準（案）をお手元に配付しておりますので、その内容につきまして、まず事務局より説明願うことといたします。

高松書記。

高松書記 議会事務局、高松です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準（案）につきまして読み上げさせていただきたいと思っております。

まず目的、第1条、この基準は、葛城市議会の会議における情報通信機器の使用に関し、必要な事項を定めることにより、本会議における議案の審議、委員会などの会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図り、もって議会の適切な意思の決定に資することを目的とする。

定義といたしまして第2条、この基準において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。第1号といたしまして、会議とは、本会議、委員会、その他の葛城市議会が行う全ての会議をいう。第2号、情報通信機器とは、パーソナルコンピューター、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話等の通信機能を有した情報処理に使用する機器をいう。第3号、出席者とは、議員、執行部及び議会事務局職員で、当該会議に出席する者をいう。

遵守事項といたしまして、第3条として、出席者が会議中に情報通信機器を使用するに当

たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。第1号、音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為は行わないこと。第2号、当該会議の目的外の用途に使用しないこと。第3号、会議の審議、審査中の情報（音声、映像を含む）を外部に発信しないこと。第4号、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板などへの投稿をしないこと。

違反行為に対する措置といたしまして、第4条、当該会議の長は、前条の規定に違反する行為をし、またはしようとする者に対しては注意をするものとする。この場合において、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずるものとする。

傍聴者等といたしまして、第5条で、傍聴者（報道関係者を含む）については本基準を適用せず、情報通信機器の使用を認めないものとする。

その他といたしまして、第6条、この基準に定めるもののほか必要な事項は、当該会議の長が定める。

附則としまして、この基準は、令和2年3月6日から施行するとなっております。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。ただいまご説明願いました使用基準案についてご協議願いたいと思います。なお、実施時期については、前回の協議会でもお話しいただきましたけど、次の3月定例会の初日から実施できるように決定していただいております。したがって、施行期日は令和2年3月6日といたしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、この件について何かご意見等ございませんか。

西井委員。

西井委員 違反行為に対する措置やねんけど、第4条で結局、情報機器の使用の停止を命ずるものとなるってりけど、ちょっとこの辺きちっと、再三の注意によっても、再三というのは何回から再三かと。せやから、この辺は再三というところ、もうちょっと文章を厳しく、この辺ほとんどその会議の委員長なり議長なりが決めると。通信機器の停止を命ずるものとなるってりけど、その会議の終わってからしかこんな発覚せえへんと思うし、いつまで使用を停止になるかということだけは、当初案としては決めとくほうがええのと違うかなと。ほとんど議員さんは、こういうのを決めたら違反はまずしはらへんと思うねんけど、性善説やなく、やはり基準として決めるのやったら、例えば発覚した日にちから1年間停止するとかいうのを入れとくほうが厳正でええのと違うかなと思いますが。この案でほとんど問題ないねんけど、その辺のところだけ、どこまでどないしたらええかいうのは決めてないこと自身の問題点と思いますねんけど。

杉本委員長 ありがとうございます。ほか、ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つは遵守事項の中で、録音、録画の禁止というか、これ録音してもいいのかどうかということ、今、携帯電話でも簡単に録音できますから、会議録音はいいのかどうかということです。これも本来やったら禁止なのかなとは思いますが、録画についても。つまり会議

中に発信しなくても、録ったことを後で発信するいうのも、これは不適切かなと思いますので、録音とか録画がどうかです。これも私はちょっと遵守事項として禁止すべきではないかなと思っております。

それから、2つ目は、皆さんに共通のパソコンが議会から配布されて、それがずらっと並んでるんだったら市民の皆さんがネットで見られても違和感ないと思うんです。ところが、携帯を持って人があるわ、ノートパソコンを持って人があるわとなった場合、スマホいじってる人は多分、何やというふうなことに、市民の皆さんから見てなるんじゃないかと思うんです。いわゆる共通のタブレットではない場合です。そういう市民の皆さんから見てどの程度、確かに議会の審議を深めるためにタブレットとかそういうものを入れてもいいですよ、インターネットを引けるようになってますよというふうになっても、どの程度市民の方々が理解していただけるかというのがあるので、もしこういう方向で行くんだったら、会議の冒頭に何らかの形でアナウンスしてもらおうか、何かが必要かなと。届出言うほどでもないと思うんです。これやったらもうとにかく認めましょうやから、それで各自がやっていただいたらいいとは思いますが、何らかの形でそういうことが、これはちょっと遵守、使用基準とはちょっと関係ないんですけども、何かそういうことが要るかなというふうに思いました。

以上です。

杉本委員長 先ほどの西井委員の意見、僕は過去の、この前の会議とかを思い出したんですけど、とりあえず細かいことは前回の会議でもちょっと置いておいて、とりあえずやってみて変えようみたいな話になったと思うんです、前。だから、とりあえずこの案でというところで今出させてもらって、また問題出たらという、前、その話をしたような気がするので、その辺はちょっと。

西井委員。

西井委員 先ほども、当初申し上げているとおり、性善説で考えたら議員さんがそんなことはないと思いますけど、その辺も含めて、まずこれでスタートして、問題も起こってないんですけども、また検討してもらったら、追加として。

それと今、谷原さん言わはったように、確かにタブレットとまた携帯、みんな持つのがあれやったら会議の中で、字幕スーパーに適当に何遍か入れてもらうという方法。当初に許可します言うたかて、インターネットで何か不自然に見えますやん。それが見えたときに適当にその字幕をちょっと入れてもらうとかいう方法をしたら、違うものを持ってたかて当然やなど。実際、持つこと自身が市民の目線から見たら。せやけどそれはもうここに入れやんでも、事務局でその会議によってはちょっとスーパー入れると、決まったスーパー。それを何度かしたら防げるんじゃないかなと。

それと、確かに言わはるように、録音したやつが外部で何遍も、そういうことも含めて将来的に検討すべき問題じゃないかな。今回はもうこの案で別にどうやとは言わん。ただ、性善説で問題はないやろうけど、将来出てくるかもしれへんけど、出るよりも先に、また当会議でその細目を検討したらいいんじゃないかなと思います。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。ほか、ございませんか。

増田委員。

増田委員 私が言うのは3点です。まず、パーソナルコンピューターの持ち込みの見た目、いかななものかと。私もちょっとどうなんかなと思います。それから、この操作音はパソコンの場合、必ずやっぱり出ますわ。これちょっとまずいかなと、やっぱり現実問題として、と思います。それから録音に関しては別に定める、使用、やってはならないこととうたわれてるので、その適用も並行してやるべきなんかなと、ここに書いてない分もね。何でしたっけ、録音等してはいけないという決まりが、傍聴規則と議員の何か決まりごとにあっただと思うので、重複したらええのか悪いのか、その辺のところやと思います。これしたらあかんのはもう当然やと思うので。3つ目は、先ほど西井議員がおっしゃられた違反行為に対する措置ですけども、私はこの第4条、違反する行為をした場合は、使用の停止を命ずる場合があるという、シンプルにもうばしっと言ってしまうと、ただし書きをするんだったら後ろで、何らかの措置を講じると。まずは違反したら停止を命ずるというふうに、シンプルに書いとくべきというふうに思います。

杉本委員長 ありがとうございます。ほか、ございませんか。

副委員長。

吉村始副委員長 おおよそ私が考えていたことをほとんどの方がおっしゃってますのであれなんですが、実際に運用してみてからいろいろと思ってもよらないことって出てくると思いますので、またそれはそれで考えていけばいいなことだと思っんです。

2つだけ。まず字幕スーパーについてなんですけれども、私としては、例えば本会議では各議員の情報機器の持ち込みによる使用を認めていますとかというような字幕スーパーが常時出てるという形がシンプルでいいのかなというふうに思います。それが1点。

それからもう一つ、先ほどちょっと増田委員の方から話がありましたが、どうしてもパソコンというのは打つとキーボードの音が鳴ります。それはやむを得ないことだと思いますので、例えば、極端にキーボードの音が激しい人はいてはります。それは、常識を超えるようなものについては当然注意の対象となろうかと思いますが、通常、キーボードの入力音というのは多少するものだと思いますので、これは常識の範囲内のところは認めていこう。反対に、例えばタブレット等で、ピー音というかピツとか鳴るような音についてはきちっと消してもらおうというような対応が現実的ではないかなというふうに思います。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。ほか、何かご意見ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 私も皆さんおっしゃるような問題点、いろいろあると思っんですけれども、委員長おっしゃるように、一回これでやってみてというのがスタートとしてはいいのかなというふうに思っってます。

今、副委員長の方もカタカタ音というお話をされましたけれども、どういうところで使う

のかなというのを想定したときに、やはり私なんかはほかの委員さんの意見を聞いたりとか、理事者側の答弁を聞いて、法律であったり条例を調べたいとかというのがほとんどだと思うんです。今回は議事録とかメモを書くのにこういうのを使うということは想定してないと思いますので、将来的には谷原委員おっしゃるように、同じようなものを皆さんそろえた中でやるのがいいのかなというふうにも思いますが、それは予算のかかることですので、これからの宿題ということで、また民間の会議なんかでも多くの会議はパソコンを持込んでやられているところもふえてきていると思いますので、そういったことも、議会の中でも体裁を整えながら1つずつやっていくというのがいいのかなと思いますので、私はこの案で進まれたらいいのかなというふうに思っています。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。ほか、ございませんか。

川村委員。

川村委員 第2条の情報通信機器とはということで、非常に多様な情報通信機器であると。その中で要するに机の上にぼんと設置して、今言ってる違反行為という、そこで打つことが、隣に誰かがいるわけで。オープンにそういうことを調べているということが見える化している。ただ、例えば、スマホの場合、正面で置いて打つとかいうよりも持って打つと、そういうのが、小さいものであれば結構自分の手元で打ったりとかって非常に見えにくい情報機器ということに対してオープンなのかということら辺というのが、今回、違反しているかどうかというのは、上からカメラがあるわけでもないのわからないですよ。このチェックというのはやっぱりできないと思うんですけど、そこは議員の良識に基づいてということで、それぞれのチェックをできるだけ机の上でやっていくというふうな、ちょっとこう基準、要するにこそこそと打つんじゃなくて、できるだけオープンに打つというような行為は、やっぱりインターネット見てる人には、何かここで打ってる人は見えるんだけど、こそと打ってるのはよくないことをしている、そういうふうに映らないように、やっぱり見る側から見たらいろんなとり方があると思うんです。ここが一番これから、違反行為なのか、違反行為じゃないのかということら辺のチェックの部分だと。これ誰もオープンにして、大きなパソコン画面で不正なことをしようとしたら、絶対見えるじゃないですか。そここのところはできるだけそういう気持ちで、要するに机の上でやっていくというふうな、やっぱり誰にその行為を見られても大丈夫やと。私、これほかの情報機器を使ってる議会が実際にどんなふうやってはんなのかなというのがちょっとわからないんですけど、要するにさっきのキーボードを打つ音とかそういうのは仕方ないと思うんですけど、当然打って調べてるよねというふうに見えるようなやり方というのは、何かその工夫をされているようなことって聞いていらっしやらないのかどうか、ちょっと知りたいんですけどね。だから、もう非常にオープンよというところのやり方というのがあるのかなというのはちょっと不思議に思う、どんなふうにされてるのかなと思ってるんですけど、事務局、わかりませんよね、そういう、どこに置くとか。

杉本委員長 高松書記。

高松書記 事務局高松です。ただいまの川村委員のご質問でございます。

県内で申し上げますと、奈良市議会等が持ち込みを認めておるということで、参考にさせていただいている奈良市議会、香芝市議会の基準を参考にさせていただいております、特に使用の仕方まではちょっと確認とれておりませんので、申しわけございません。わからないというのが実情でございます。よろしく申し上げます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 個々の議員の良識に基づいて、そういう姿勢をきっちり見せてやるという心づもりとか、心がけは必要なんじゃないかなと。やっぱりこそこそしてるような形に疑われるような、そういう所作というか、そういうのはちょっとやっぱり意識したほうがいいのか。インターネット映るときもそうだったと思うんですけど、ネット中継始まったときは皆こう、びしっとしてるじゃないですか。やっぱりそういう、映っていると、誰からもその行動を見られるという議員としての、そのあたりはちょっと個々に心得て、機器を使っていくという姿勢でいいとイケないのかなというふうに私は思いますので、そのあたりもちょっと心づもりとして。

杉本委員長 それはもう皆さん心づもりしていただいて。

ほか、ございませんか。

松林委員。

松林委員 ただいまいろいろ皆さんのお話を伺いますとね、おおむね今のままでいかれて、そして不具合等あったら、またそこで協議してつけ加えるとかいう、そういう形でやられればいいかなと思います。そして、よそ、香芝市と奈良市ですか、もう既に取り入れておられるということで、極端な話、こそこそいのであれば、極端な話、スマートフォンでもここにおいて、この台の上にどんと堂々と置いて触る方が、それで字幕スーパーで流していただいて、そういうような形でやれば、こそこそとやると、こういうのはかえってやらしくなりますので、どンドン前に置いてやるぐらいにしたほうがええかなと思うんですけども。そういうことでございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 何を気にしてはるのか知らんけど、会議中に何か遊んでると違うかと、そういうふうに思われるのがかなんいうことかいな。そない思われて要らんのやったら使わん。せやから、この第6条の部分、わざと第6条をつけてるわけやから、みんなの意見でやってもろたらええんやろうと思うし。僕は、予算なんかでももうオープンで全部審議するわけやから、それをSNSでぽぽぽと打ってぴゃつと発信したらあかんということやろう。そうでないと、それでもやっぱり結局は、見てはる人はこの予算書の中の特異な部分、幾らの予算を組んだのかなとすぐわかるわけやから。せやけども、それはもうはっきりと委員会で突く人は突くわけやから、聞く人は聞くわけやから。オープンになっていくんやから別にええかなとは思いますが、その利用のされ方やな。せやけど、やっぱりそれぞれ、特に予算やろうと思うので、これ。おかしな使い方されるのがかなんと思うのは。だから、そこはそこで、第6条のところ、皆さんのいろいろなお知恵と先進の市がやってはるところを参考にして、委員長、

ちょっといろいろとやってみはったらええのと違いますか、時代が時代やし。

杉本委員長 ありがとうございます。

ちょっとご意見聞いてて、スーパーを入れる、入れへんという話が今出たと思うんですが、これは高松さん、どうなんですか、入れられるものなんですか。

高松書記 ただいまの委員長からのご質問でございます。

字幕スーパーにつきましては、一応その文字を用意することはできますが、委員会の中で、開催してる委員会の内容であったり審議している議題を2カ所しか掲示できない仕様になっておりますので、常時使用となると、特に議場ですと発言者の名前のテロップが出ますので、ちょっと常時というのは難しいんですけども、一応そういう字幕を用意しておいて、適宜表示することは可能かというふうに、今の時点では考えております。また、会議の冒頭等につきまして、各委員さんからご意見ございましたように、こういう使用を始めるということのご案内とかを申し上げていただくような形になるのかなというのが、今議論の中で考えておる内容でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。あと、その第4条のところのをもうちょっと細かくする云々かんぬんというのもちょっとお声としていただいているんですけども、その辺、皆さんご意見どうですかね。これでいいというのが、もうばしっと決めてしまうのは。

副委員長。

吉村始副委員長 この案なんですけれども、ずっとこれを読んでいると、素直に読みますとやはりそれぞれの会議、委員会であったりとか本会議であったりとか、長がいらっしゃるわけですから、もうその方の責任において判断をされると。いろいろ違反行為があったとしても基本的にその中で最終的にはその長が判断されるというふうなことがありますので、特に具体的なことを運用前から、実際問題探すというのは現実的ではないと思いますので、私はもうこの文案でいいと思っております。例えば、先ほどの字幕スーパーの件でもそうですけれども、この長の判断において出しているんだというふうなことだろうと思いますので、もう私はこれでいいと思います。問題はないかと思えます。

杉本委員長 ありがとうございます。ほかに何かご意見ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 私もこれでいいと思います。ただ、3月6日の議会が始まる前の全協か何かでも、私は一回使い方、例えばちょっと僕がイメージする中で、LINEであったりとか、メッセージが通知をオフにしとかなかったら、勝手にぱんと表示されてしまうというケースはやっぱり想定されると思うんです。そのときに何か違う使い方をしているんじゃないかというふうに疑義が生じる場合もあると思いますので、ある程度そういったものを鳴らないようにしておくためにはどういうふうにしたらいいか、これは議員さん個人によってもその知識のレベルも違うと思いますので、ちょっとその辺だけ事務局と委員長に相談いただいて、1回目の方の準備という形では、こういう形をお願いしますということだけはアナウンスされておいた方がいいのかなというふうには思っております。

以上です。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

増田委員。

増田委員 第4条にこだわってるんですけども、委員長がそのとき注意したらええやないかと。再三の注意しても違反するって、こんなん考えられへんねんけど。再三の注意を受けやんと使用停止にせえへんのかと、こういう裏の解釈なんですけども。違反行為したら使用停止を命ずることなんかだと、私はこういう回りくどい表現は好きやないので、決まり事の中ではですよ。それはもう皆さん方にお任せしますわ。

もう一つはこれ、事務局にお願いしたいねんけども、定番の、冒頭の長の挨拶の中にやっぱり入れとくべきかなと。情報通信機器の使用については、使用基準に基づいて使ってくださいよと。携帯電話の音消してというのとあわせてそれを説明していただくと、向こうで聞いてはるインターネットの視聴者も「ああ、そうか」と、そういう通信機器はオーケーしとるねんなどということが、字幕スーパーが難しいのであれば冒頭のご挨拶の中に定番として入れていただいたらどうかなというふうに思います。

杉本委員長 ありがとうございます。これ、前、仮の文章的なのを用意していただいてなかったでしたっけ。

高松書記。

高松書記 以前から導入されている他市の先進の議会のシナリオ等を参考にさせていただいて、準備の方はさせていただいておりますので、また事前の説明のときには周知できるように準備させていただきたいと考えております。ただいまの増田委員の意見を踏まえて、内容の方を修正するような形で準備させていただけたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

杉本委員長 よろしくお願ひします。

ほか、ございませんか。

西川委員。

西川委員 ここの第2条の第3号で、出席者が議員と執行部ということは、職員も理事者の方も含めてこれは執行部と議会事務局と、こう書いてあるんやけども、この中で結局、一般質問とかあったときに、通告してても「いやいや今、手元にないので」とか、「いやこの数字は手元にないので」とか言われたときには、この職員に調べる時間とか、ぼんぼんと調べさす、それは職員も持ってるわけやろ、このパソコンは。職員も皆、もちろん持つわけやろう。そうすると、そういうふうなことも一応、調べてもらう時間、一般質問やったら60分やんか。ほな、そういうことを言わずにぽっと調べたら、ぽっとわかるようなやつがあるはずやんか、職員。それをちょっと待ってください言うて、そのとき答弁もらおうとしたら、もらえるかわからへんわけやな。それがちょっと2分でも3分でもかかったとなったら、それ、答弁の時間内に入れてくるのかな。これ、自分の持ち分のところに入ってくるのかな。ちょっとようわからんねんけど、そんなんもいろいろ含めて、ちょっとこの第6条というやつがいろいろとやっぱり出てくるし、先進のところはどういうふうにしとるのかもようわからんし、こっちも調べることはできるけど、向こうも調べて答えようと思ったら答えられる部分がある

わけやから。そんなんも含めてちょっとしてほしい。これはそういうことやねん。もし一般質問のときに、後でまた報告しますじゃなしにその場でもう二、三分待てばぽつと返ってくんねやったら調べてもろて、その時間は答弁の中からちょっと省くとか、調べとる間はとか、そんなんもちょっと検討してほしいなというのと、それと、今ちょっと谷原委員さんとちょっと話してたんやけども、録音録画や。これ、はっきりとうたわれているのかどうか知らんけれども、録音録画はしたらあかんということはここには書いてないわな、ここには。書いてあるの。いや、録音録画は、かえって編集してしまたら、自分の言うたことというんか、まあ言えば、いろんなことで、人のことまで皆録音も録画もできるわけやんか。いろんな委員の人らの、自分のことだけじゃなしに。それを変に編集されてぼんと流れたら、皆かなんやん、いろいろと。せやから、録音録画についてはちょっとここに書いてないとあかん。どこかで全体に縛ってる文書があるんやったらもう別にここへうたわんでもええと、こういうふうにするんですけど。基本的には第6条で書いてあるから第6条で、また皆さんの意見を聞いてやってくれたらええと僕は思うので、今懸念するようなことだけは、もうちょっとこういうこと考えられるのと違うかなということだけを言うてるだけで、この文章はこの文章でこれで結構です、この第6条があるからな。

杉本委員長 ありがとうございます。

高松書記。

高松書記 ただいまの西川委員のご質問でございます。

まず、理事者の方の利用基準なんですけれども、あくまで今認めていただいているのは個人のタブレット等という形で認める形になるので、その中で調べられるものというのが、行政内部のパソコンとかも持ち込みまで、ちょっとそこまで想定してなくて申しわけございません。ただ、その中で、すぐに調べられるものがあるのかどうかもわからないので、実際にはインターネットで調べものとか、ホームページとかに載っている情報とかを検索するのを想定しているのが、ただいまの現状でございます。

あと、録音録画の禁止事項でございます。今回の使用基準の中でつけ加えた部分が遵守事項の第3条の第3号、表現としては会議の審議、審査中の情報（音声、映像を含む）の、録音音声と録画映像という意味合いで捉えております。あと、録画の禁止につきましては、あくまで傍聴規則の中で録画を禁止しておりまして、議会の会議規則等におきましてはまだ議員の中で録音録画という禁止事項はございませんで、あくまで持ち込みはしない、携帯電話は使用しないようにしようねというのが今、シナリオにも、冒頭に申し上げています電源オフにするかというような形になっておるのが現状でございます。

ちょっと答弁になっているかどうかかわからないんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 この第3号は、まさにその会議中のときのことを言うてるわけやろう、これは。せやから録音録画をそのときに外へ発信したらあかんということやけども、それは発信はしはらへんけども、録音録画をずっとしてると。そしたら、そんなことしはる人いはるかいはらへんか

知らんけれども、自分のことだけと違って全部やるわけやんか、一般質問全部。それで、ぼんぼんと編集して、それで、何かちょっとこの人のちょっとあれやなど、自分の主観で考え、おかしいな、こんなこと言うてはんねんって、前後切って編集してぼんと出たとしたら、それはちょっとおかしいことになるやろうと。ずーっと録音、中継してるから、見てはる人はええねんけど、そういうふうなことにならへんかなと、持ち込んで。ここにそういう録音録画は禁止しとかんでもええんかな、ここで。そんなんも含めて検討する材料かなと。せやから、それはそれで第6条のところでもたまた委員長、副委員長がほかはどうしとるのかいろいろ調べてもろて、やっぱりしとかなあかんと思ったらまた諮ってくれたらええけどね。僕は懸念としてそう思うだけ。

杉本委員長 西井委員。

西井委員 議長、委員長なりが結局定めるとなってるけど、この中で言うたら、先ほどから言うてるように、増田委員もおっしゃったけど、再三の注意をもってというええかげんな表現、委員長が判断でけへん表現が入ると違うかなと。とりあえず当初はこれでやってもろても結構やけど、西川委員もいろんな意見出てきたやつを順序に文章を変えていくという形で、とりあえずは3月議会からこのような形でしておいても。いろんな問題点を徐々に変える。でなかったら、このままこれがよろしいねんという話がいった、再三の注意のことで、何か委員長で持ち込み禁止やと勝手に誰かをしたときは、再三も注意ないやないかという話で、ところが非常に問題が大きくなるような場面もありますやん。せやから、その辺、できたらこういうええかげんな文章を将来的に検討する課題にしといてもろて、まず、性善説でいけばこれでとりあえず了解しながら、いろんな意見が出てきたやつを当委員会で修正をいろいろ加えていったらいいんじゃないかと私は思いますし、また、先ほどからもこういうふうな器具を新たに持ち込んでも構わないとか、また行政側もその器具を全部に支給しているとか、いろんな場所がありますけど、次の会議でも出てくるように、そういうことも含めて、ほかの市の情報機器の取り扱い条項とかいうのを勉強するのを次の会議でしながら、次の議題も含めて検討していったらと思います。

いろいろと問題点は、きょう皆さんからいろいろ出てるけど、それはそれとして、その問題点を修正していくような形で一旦はやっていったらどうかと。特に増田委員もおっしゃっている再三とかいうええかげんなところも含めて、次の検討課題で、試行錯誤の中で3月議会はやっていったらどうかと思っております。

杉本委員長 ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 第3条のところなんですけど、どうも僕もちょっとひっかかるから、議論して、先ほどからあるように、これでとりあえずやるというのは私もそれでいいんですけども、ちょっと詰めておくところが幾つか、それはちょっと確認しといたほうがいいかなと思うので言わせていただきますが、第3条、出席者が会議中にとあるんですよ。会議中に情報通信機器を使用するに当たっては云々だから、第1条から第4条まで基本的に会議中のことだと私は思うんですよ。会議中だから、先ほどあった第3条のところは、会議中に外部に発信しては

だめですよ。このSNS、掲示板への投稿も会議中にやってはだめですよ。ただ、会議後にSNS投稿するのはまあありますよね。きょうの会議はこうやったと自分の感想を述べるというふうなことで投稿することはあるから、会議後のことまでは第4条のところは否定していないと。そうすると、第3条のところは録画録音ということが可能になるようにも思えるんですよ、これやったら。そうすると、例えば違う角度から撮ったやつをユーチューブに上げたら、それは皆さん見はるかもわからんわね。いつも遠くから映ってるだけやから。そういうふうなことも起き得るので、ちょっと録音録画については、すぐは起きないことやと思いますので、とりあえずこれでやっていったらいいと思いますけれども、協議の中で、委員長、副委員長の方でこのあたりは、先ほどの第4条のことも含めてきょう課題があったので、ちょっとそれを今後の中で取り入れていただいたらと思うんですが。

あと1つ、これも先ほど梨本委員がおっしゃったのであつと思つたんですが、これで情報を例えばこちらから取りに行く、ホームページとか、例えば自分のパソコンに資料を入れて取りに行くというイメージでやってるけど、向こうから来る場合がありますよね。極端に言ったら、今、インターネットで中継されてるから、別室で見た人がメールで「おい、おまえあれちょっとどないなつてんねん、聞いてくれ」とかそういうことが起き得ますよ、置いているだけで、ぱつとね。そうするとそれは私、議員活動としてはふさわしくないなと思うんです。やっぱり議員として選ばれた人がこの中できちつと議論せなあかんのに、極端に言うたら、別室でいた人がLINEで送つたらぱつと出てきますから。だから、そういうことがちょっとこれではまだ書いていないとか、それが起きる可能性が高いと思うんです、スマホだったら。だからそこら辺をちょっとまた検討していただけたらと思います。きょうはやり出したらもういろいろ上がつて、もうやめときますので、そういう問題も今ちょっと感じたので。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 私も何度も、同じようなことになろうか思うんですけども、どんな器具でも使う人の気持ちによって、悪用しようと思えば悪用することにもなりますよね。ここはやっぱり議員のモラルにのつとつて正しく使うということで、規則にのつとつて。そしてまた今後、そういうふうな形でいろんな、先ほども言いましたけども、不具合が起こってくるようであれば、やっぱりもう一度条項に盛り込んで具体的にやっていくという形でされたらどないでしょうか。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 おっしゃることはもっともなんですけども、新聞なんかでよくありますやんか。インターネットを持ち込んでやってるところで、それを外部に出したりとか、大騒ぎになるわけですよ。ほんなら、モラルない人、そういうことする議員が出てきたときに、やっぱりちゃんと決めとかないと、結局そういうこともある程度、あつてはならんことですけどね、当然。でもそういうこともあるので、だから引き続きちょっと検討していただけたらと思いますので。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 繰り返しになるんですけども、先ほど谷原委員言われたことも想定して、さっきちょっとお伝えさせてもらったつもりやったんですけども、この第4条の制裁に対する考え方に

ついて、先ほどからちょっと意見もいろいろ出てますけれども、西井議員から良識のあるとか性善説というお話も出ていますが、基本的には故意でない人、それから便宜主義者といつて、これはばれなきやいいと思っている人、それからばれても構わないという違反者の3つのカテゴリーがあった場合に、制裁が有効なのは、ばれなきやいいという便宜主義者に有効なのがこの制裁という手段なわけなんですよ。私が言ってるのは故意でない人が、先ほど言ったように、機器の扱い方がわからなくてピロピロン出てくるのを再三やって言って処分してしまうと、その方にとってはいいやちよつと待ってくれよという話になるということから、私は先ほどそういう話をさせてもらったつもりやったんですけれども、究極的にやはり一番いいのは制裁ではなくて制止というか、もうできない仕組みにしてしまう。例えばタブレットを配って、SNSとかにつながらない、基本的には法律とかそういったものを調べるとか条例しかアクセスできないようなものを全員に配るとというのが、これは私はベストやと思うんです。だから、そこに至るまでの過程ということで今、議論をしているわけですので、そういったことを解決しながら、予算のこともありますので、今の段階ではここからスタートして、いろいろそういった想定の話も出ていると思うんですけれども、スタートされてはどうかというふうに思っております。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。

川村委員。

川村委員 今、梨本委員の言われたことと関連というか、ここに会議の出席者は議員、執行部及び議会事務局と、この議論、議員と議会事務局は共通して今回の使用基準について議論していますけれども、執行部、この3月6日の3月議会からこれを始めるということで、ここの周知というかこの徹底を、やっぱり先ほど西川委員が、後でこの件につきましては報告させていただきますという部分を調べられるのかという、私は、これについてはすごく有効なことやと思うんですけど、これができないのであれば、たくさんの方が執行部、いるわけです。ここにやっぱり使用基準というのをしっかりと認識しておいてもらわないと、議員だけがいろいろと今勉強しているところですけども、しっかりと周知していただきたいなというふうに私は思いますけども、そのあたりについて委員長の方はどういうふうに考えていただいているのか。

杉本委員長 決まったらですけど、それはもちろんちゃんと通じてやってもらって、やらせていただきます。

川村委員 そこらあたりの話がちょつとなかったの、ちょつとさせてもらいました。

杉本委員長 ありがとうございます。

増田委員。

増田委員 職員さんの機械の持ち込みは資料のデータをちゃんと入れておいて、持ち込まれる会議の内容がわかってんねんから、個人のものであっても公のものであっても、それは可能なのと違うかなあ、前もってこんな会議をするねんからというのはわかってるので。関連する資料を紙で持つか、データで入れるかという方法がとれないかなと、ちょつと素朴な疑問を感

じたんですけども。

それと、ここの役所の決まり事、ようわからんねんけども、個人のパソコンを職場に持ち込んではいけないという決まりが、会社とかではあるんですけども、職員さんにそういう決まり事があるのかないのか、その辺のところがないと、ちょっと理事者側の利用となると制限を受けるのかなと思うので。それはもうどっちでもええ話やねんけども。

第3条、これ、大事なところなので、使ってもええけどもここのところは守ってねということに、私さっき言うた、録音は別に定めてるもんやと思ってたんですけども、どこにも録音録画がないんだったら、やっぱりここで明記をするべきかなと。先ほど言わはったように、悪用するとかせえへんとかやなしに、この会議の模様を録音録画はしないということを、ここで初めてになるのか知らんけども、いや、かまへんねんとかまへんねんけども悪用したらあかんとかというあやふやなことが先ほどから議論に出てるので、できることならこの3条のところに録音録画の禁止と、持ち込んだ機器による録音録画は禁止するというふうに1行入れるべきかなと。これ後からでもよろしいやんというたら、ちょっと最初から不備なものをみすみす出すのもいかなものかなと思うので、その辺のところをちょっとお願いしたいなと思います。

杉本委員長 これは、追加してという話は可能なんですか、ここで決めてということですか。

高松書記。

高松書記 ただいまのご意見でございます。今、この委員会の中で、まだこの使用基準は案でございます。これまでの協議会の中で成文化した分になっておりますので、ただいま議論をいただきました写真、映像等、撮影及び録音等、録画の禁止というような文言を追加するのは、今、委員さん、了承していただきましたら、その文でもう一度つくらせていただいて、また後刻配付の方をさせていただけたらと思っております。

あと、特に職員のパソコンの取り扱いなんですけども、基本的に職場に仕事で使う個人のパソコン等は禁止されているようになっております。情報推進課から貸し出されるPC、パソコンを使っての分というようなイメージでは思っておりますが、ただ、この文言からいくと個人のものも使ってもいいよという拡大解釈もできるのかなと思いますので、その辺はちょっと利用については理事者ともやっぱり話すべきかなというふうに捉えております。

杉本委員長 副委員長。

吉村始副委員長 今の議論を伺っております、例えば、録音録画の禁止につきましては、基本的にこの文面を普通に読んでいますと、第3条の第2号、当該会議の目的外の用途に使用しないことという文面に入っているのはいるんだろうとは思いますが、やはり今、複数の増田委員とかそれから谷原委員、西川委員のおっしゃったように、これがこの委員会で懸念材料として上がっているというのはよくわかりますので、1つの提案としては録音録画するなどという、つまりその目的外の一例として第3条の第2号の中に入れておくと。録音録画をするなど当該の目的外の用途に、そういうことに使用しないことというふうに入れておけばいいかなというふうに思います。

このほかに、録音録画以外にもここで今想定されていないようなことが起こることはもう

重々あると思いますので、1つ1つ項目を分けていくと大変だと思いますので、1つの例として、そうすれば最低限この案を生かす形でいけるんじゃないかなというふうに、これはちょっと提案をさせていただきたいと思います。

あとは、この文章については、私、この案はよくできているなというふうに思っております。さっきから聞いていますと、例えば第3条なんですけど、会議中にとか、会議が終わってからというふうな話があったんですけど、日本語の会議中にという、例えば第3条の1行目にかかってくるのは、会議中に情報通信機器を使用するに当たってはという、情報通信機器に係っている言葉ですし、それから第3条の第3号、審議中の情報というふうに書いてますけども、これは、審議中であろうが、審議終わってであろうが、外部に発信してはいけないということで、ここの文面については、素直に読んだらそんなに私は問題ではないのではないかなと、私はそのように思います。

以上です。

杉本委員長 映像、録画の注意事項はどのようにさせてもらったらいいですか、そしたら。皆さんにお聞きしたいんですけども、増田委員おっしゃったみたいに、きっちりここでとめとくんやったらとめとくという話ですよ、今。その辺に関しては、高松書記、ここに入れるみたいなのは今ちょっと皆さんにもう了承をもらわないと。僕もこの話、ずっと長いことさせてもらってるから、そろそろある程度のめどをつけたいので。ここにそれをやったらいいんじゃないのというのは、何かサンプルみたいなものはございますかね。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時58分

再 開 午後4時32分

杉本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、使用基準につきましてはただいまの案のとおりといたしまして、皆さんの意見をしっかり考慮に入れて、随時、問題点があれば変えていくように私も努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの協議の結果、内容を3月の定例会前に開催される議会運営委員会にて報告いたしますので、ご了承をお願いいたします。

本件については以上といたします。

それでは次に、議員研修についてでございます。本件につきまして、前回の協議会におきまして私よりご提案させていただいております議会運営委員会の視察研修についてでございます。本年度の委員会研修といたしましては、昨年10月8日から9日にかけて総務建設常任委員会、また10月15日から16日にかけて厚生文教常任委員会の2つの常任委員会の視察研修が実施されておりますが、議会運営委員会の視察研修が実施されていない現状を踏まえまして、議会運営委員会の正副委員長にもご相談させていただいておきながらご提案させていただいたものでございます。前回の協議会では、適切な時期に実施できるように正副委員長

一任いただいておりますが、スケジュール的にもいかがなものかと考えております。来年度の実施も視野に踏まえて、視察研修について皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。何かご意見ございませんか。

西井委員。

西井委員 前も話していますが、何か正副委員長として試案なり何なりあるんやったら、それを先に発表してもらって、その打ち合わせも含めてどのような話をされたか、その辺ちゃんと一遍言うてもらって、それでその辺で試案あるんやったらあると。そこへプラス何かのご意見あったということでやってもらえたらええんじゃないかなと思っております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 委員長、聞くんやけど、議会運営委員会の視察研修を議論するのは議会運営委員会の委員長であり、副委員長である川村さん、その委員である人らが議会運営委員会の視察研修どうしようかというのが基本やわな。せやけれども、委員長として、またこの委員会として視察研修を望むというのであれば、議運でしか、ほかの委員会はないので。この議会改革特別委員会の視察研修をしようと思ったらできるのか、これ。特別委員会、予算は。

高松書記 予算上は議運なので、あとは議員の協議でできます。

西川委員 せやから、それを議運の委員会の方に聞いたことは聞きましたで、委員長として、議運の委員会として研修したほうがええのと違いますかという、一回そういう議運もやったほうがええのと違いますかというのは聞きましたで、それは。せやけれども、議会運営委員会として、その研修をせないかんかどうかは、議会運営委員会でやります。ただ、ここでそういうふうなことを、議会運営委員会にどういうふうに申し込むかと言うのであれば、言うていただいて、議運でまた委員長として言うていただければ、議運としては受けますよ。せやけども、議会運営委員会の研修をするかどうかというようなことは、ここの委員会ではできませんで。そのところだけちょっと、ちゃんと入れといてもろて、それでここで諮ってもうて、わしは両方のところ、ほとんど何でそうなってるかいうと、この議会改革特別委員会というのは議運のメンバーがほぼずっと来てからそういうことになってるとは思うんです。せやけど、議運の委員会の人と違う人も入ってはるとい、こういう委員会やから。そのところはちょっとけじめとしてちゃんとしといてもらわんと、ここで議会運営委員会の研修をするせえへんというふうなことを議論してもうてるのではちょっと、委員長としてもあれやから。このことを議運の委員長、副委員長、議運の委員にこういうことがあったということを諮るとい、ということであつたら、僕は了解しておきます。

杉本委員長 何かご意見ございませんか。

西井委員。

西井委員 先ほども申しましたように、正副委員長で一応検討してくれという話がこの前に出てるけど、何々検討してくださっているかどうか、それで、今議運の委員長も発言あったように、議運とは別として当委員会としてこの辺で、議運にも関連する話やから、この委員会こんなことあるねんけど、それで議運の方も話、了解を求められるかどうかという話は正副委員長としてもらいたい。正副委員長に一任やということを申し上げていきますので、一任された

中で何か検討していることがあれば、ちょっと発表してもらえたらと思っております。

杉本委員長 僕の個人的になんですけど、2人でこうやという話はしないんですけども、例えば類団調べて、人口規模とか近いところというのは今ちょっと事務局にこんなところあるよというのを提案させてもらって、その中で皆さんがどういうテーマで研修したいかによって変わってくるなとは思っているんですけども、今のところの段階では。

西井委員。

西井委員 一応前向きで当委員会として検討して、また資質向上を図りたいという思いは正副で思っておられるんやったら、先ほども出たように、タブレット等を導入したらどうやとか、また基本条例の部分的な構成の中でもうちょっと補強したらいいのと違うかとかいうことで先進的な市町村は市町村でまた前向きに検討してもらって、やってもらうのは結構かと思っております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 議運としての立場と違って、今は、委員長としては議運に申込んでこられて、またそれを議運で検討するというのであればしますよ。このことについてね、このことの検証について申込んでこられたら、議運としては、検討はせんないかやろうけれども、これ、委員長、はっきり言うて、ほんまにこのことを研修するのであれば、この委員会に入ってはらへん人もおるわけで、これ、みんなに影響してくるわけですよ、研修するということになると。そうするとこれ、全員の協議会か、全員が研修する、委員会だけとか議運だけとかこの委員会だけとか、このことについてですよ。このことについての研修やったら、今の俺の立場は、この議会改革特別委員会の委員として発言してるんですけど、申込むというのであれば議長に申込んで、あとここに参加してはらへん人もやっぱり、この委員だけで研修に行くというのも、これを3月からもうやるわけやから。それ、委員だけがこうするわけやないので、全員やから、影響するのは。それは議長に申込んで、これの研修についてはやっぱり全員が行ける形の方がええのと違うかな。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとご意見お伺いしてまして、煮詰まってない今の段階だろうと思えます。それで、予算からすると、多分年度内消化ですよ、これ議員研修に行くにしても。なら、もう今2月の半ばになっていますので、3月、もう議会が始まりますから、ちょっと今回は、具体的にあれば、ぱぱっと行くかなとは思んですけど、こういう段階で議運との関係もあってどうのこうのになると現実に難しい感じがありますので、議員研修でぜひ深めたいのは私ももちろんなんですけれども、また新年度ということで考える方がいいのか。

西川委員 これ、年度内のはええ思ったけど。

杉本委員長 いやいや、先ほども申しましたけど、スケジュール的にも厳しいから今年度も来年度も踏まえて、議員研修というものについてお話ししていただきたいんです。

谷原委員 もう一般論として厚生文教と、それから今、総務建設常任委員会、その2つが行ってるけれども、それ以外に議運で、委員会として行けるから、それについて議会改革の方に、もしあれやったら譲ってもらって、でもないですか。

杉本委員長 いや、でなくて。

谷原委員 では議会運営委員会で行けとか、ちょっとそこら辺の主旨がわからないので、きょうどこまで議論していかちょっとよくわからないので。余り切羽詰まってないことはよくわかりましたので、4月以降の見通しとしてどうかということ議論したらいいですか。

杉本委員長 そうですね。

谷原委員 はい、わかりました。

西川委員 そしたら、そこは、主旨はわかってある段階で。

杉本委員長 今年度、僕はやりたかったんですけど、前も言いましたけど、予算上がっている以上やった方がいいんじゃないかという主旨から始まって、ちょっといろいろ僕もばたばたして、いろいろ行けなかったのがスケジュール的には厳しいんですけど、今年度、来年度踏まえて議員研修、議運の予算がいつも余り使ってないというのもどうかなとこの前お話しさせてもらったとおりでであると思うんですが、それも踏まえて皆さんのご意見を聞きたいんです。

何かほかにございせんか。

増田委員。

増田委員 来年度、次年度ということのお話でございましたけども、恐らく議運の予算については次年度も5万円をつけはると思うんです。議会改革には研修費はつけない、同じやと思うんですよ。ところが、議運に5万円の研修費をつけているということは、議運に5万円の研修をする必要があるよって5万円の予算をつけてあると思うんです。だから私、次年度というふうなことがもうあるんやったら、もうちょっと早い目の、やっぱり議会改革としての費用、予算というのをとっとくべきかなと。これ、議運の予算で議会改革の研修の費用を賄うてもらふねんというのはちょっと、使うてはらへんからとかというのは、表現的にも運用的にもいかなもんなかなと。そもそも論のところ、やっぱり議会改革として必要であれば査定の段階で予算も確保していかんと、ちょっと順番が、こんなことを今言うてあれやねんけども、まだ煮詰まってない段階ですので、予算、まずお金の問題やから、その整理をきちっとしとかななのかなと感じました。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 議会の、俺、委員の立場やから、議運で、もうお金足らんほど行ったんは、議会だよりなんかは議運がやらんなんから、あれを格好していく過程というのは、議運はどんどん研修行ってたわけや。それと、今のインターネット中継、それと電子表決なんかは、ほんまに議運で行ってたわけ、ずっと。大津へも。ずっと議運でやって、それでお金のことも全部議会運営委員会のあれでやってたわけ。そやけども、それで一段落してたから、インターネット中継もいろいろも。せやから議会運営委員会で行かんなんようなものがあるのであれば、どうしてもこういうことをやらんなんというのであれば行きますよ。せやけども、何か別に、予算があるから使わんなんていう行き方はちょっと違うので、それやったらそれで、それぞれの委員さん、議会運営委員会の委員さんが、いや、こういうことがあるから議会運営のこういうことを研修に行きたい、これを行こうと、それを皆さんの合意が得られれば、やっぱり議会運営委員会のことを行ったらええと、行かなあかんと思いますよ。

せやけど、今何も議会運営委員会で、こういう研修をしようというふうな意見、僕、聞いてないから。何かやらなあかんようなこと。せやから、それはそれで、また皆さんのご意見があれば、何ぼでも行く。その辺のことで、さっき言ったように、議運の委員がほとんど横滑りするような、それプラス何ぼかの委員でこの議会改革委員会をやってるので、それは連動する考えになっても、それはええかなと思ってるわけです、それは、議会運営委員会も。せやけども、それを受けて議運で、そしたらそう行きましょと、こういうふうになったとしても、難しいのは、そしたら議運の委員だけで行くんかいと。議会改革特別委員会の方からあったから、議運で認めて、それで議運プラスその委員でいくんかというんやったら、それはちょっと違うやろうというので、やっぱり委員会全部で、議運がやるにしたって議長と副議長とで、やっぱりそこらも議運だけと違くて検討してもらいながらやった方がええのと違うかなというふうに思ってるので、委員長、副委員長が議運に、こういうふうな委員会でこういうことで申込みがありまんねんと、来年度でも、3月から実施するかわからへんけれども、ちょっと研修にというふうなことを議運でと言わはんねやったら、何ぼでも検討、そのことを俎上に乗せて議論してもらええと僕は思ってます。ただ、1つは議運とこの委員会だけでええかなというふうなこともあるので、議長、副議長というところまで上がっていくんかなというふうに思っているだけです。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

松林委員。

松林委員 僕もちょっと今のお話伺っていて、ちょっとよくわからんところがあって、そもそも議運の研修というのであれば、議会運営委員会のメンバーが発議してテーブルに乗せてもらうというのが筋なのか、それとも議会改革特別委員会からそういうふうな働きかけをして、議運でまた練ってもらうのか、そこらのところはどのようなようわかりません。

西川委員 研修だけの話ですよ。

松林委員 研修だけの話なんやけども、そういうもんなんですか。

杉本委員長 流れはそうだと思うんですけどね。

松林委員 ちょっとまだようわからんもんです。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 議員間討議みたいになってもうてあれやけども、あくまでも議会運営のことに関してはそれぞれの委員会が持ってて、議会の運営のあり方に問題があったら議運へ上がってくるわけやから、それは議運の委員長が一手に引き受けてそれをやるわけでもないわけで、それで議長、副議長と言うてるのは、そしたら議会全体どうしますというて、どうすんねんということ、俺は諮問、もしかしたらトップやから、そこが諮問されてるわけやから、一応そういうことになってきたら、議長、副議長どういう判断しはりませと、こういう話にもなるから。それで、議運として意向がわかったら、議運の委員長として決めていくやつは議運の委員長、副委員長として今度は決めていきませ。せやけど、一応はそれぞれの委員会から、どんなことであろうと議会運営のことに関して、こういう研修のことでもこうやとか、こういうことで議運の方はどうやねんということが来たら、やっぱり自分なりの考え、議運とし

での、委員長としての考えと、それを諮って委員の意見を聞くのと、それとやっぱり議長、副議長の考えをきちっと聞いて会議に諮って臨んでいくという形やと、僕、思ってたまんねんけど。

松林委員 たまたま発議された、提案されたことを関心もってやったらあかん。

西川委員 いや、そんなうち、議運の仕事違いますわと言うわけにいけへん。

杉本委員長 ありがとうございます。

ほかございませんか。

西井委員。

西井委員 議運の予算をとかいう話になってきたら、今、来年度の話をするのはおかしいと。ただ、議運だけ違って全体研修の予算もあるのと違うの。全体研修の予算を活用してもらおう思ったら、先ほど西川議員おっしゃる議運と当委員会だけと違って、全員に、全体研修といえちよっと問題がある部分で過去にもあったから、ただ、みんなに声かけるという方法は可能やと思います。たしか今おっしゃったように、大津とか行ったのも全体にかかわる問題やというので、私その当時、たしか当委員会の委員長で、そのときの議運の委員長にも、そしたら、当委員会もかかわる問題あるよって、一緒によろしく願いますという形でお願いした後、数名が両方に関係してないということで、それやったらもうみんなが行ったらどないやということで、全体研修行かせてもろたという記憶がございます。せやから、現実では来年度の予算使うねんやったら、さっき言ったように議運の予算がどないやとかより、全体研修の中で検討してくださいというのが議長にする話であって、来年度の予算やったら議運の予算を使うというのは、早々とするのは、議運としては問題が出てくると思いますので。とりあえず当初からいえばそういうことで、議運としては議運で、どこか何か議会運営についての研修したいねんとかいうことが出てきたら、そんなん、こっちの方で先言うてるのはちよっと僭越になると思っております。せやから、全体研修の予算も含めて、今年度中に行かんならんねやったら今年度中で、来年度予算でもかまいませんねん、どちらかの答えを出してもらわんかったら答えは出しにくいと、予算活用の問題でね。多分、事務局長、全体研修の予算も残ってるやろう。その辺で、正副委員長どのように考えてはるか。

杉本委員長 議長。

下村議長 時期的に、きょう2月10日ですやんか。もう3月いうたら、卒業式やとか何やとかあって、今年度中に研修へ行く言うたらかなり、せやから来年度ってなってしまうから、予算もまた来年度予算になってしまうと思うねんけど、ちよっとそれだけ言うとか。

杉本委員長 ありがとうございます。もう一度考えるという形でよろしいですか。ちよっと急ぎすぎましたか、僕。

よろしいですかね、それはまた。ちよっと全体的に、どういう研修したいか、皆さんの意見聞きたかったんですけど、またそれは次、協議会でも開かせてもらいます。

それでは、研修については以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。委員外議員、何かあればお願いします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

杉本委員長 ありがとうございます。

それでは、長時間熱いご意見をありがとうございました。タブレットの使用、何とかこぎつけて、問題いろいろあるかと思うので、皆さん、ご協力また必要だと思いますけど、その都度またよろしくお願いたします。

先ほど外行ったらかなり寒かったので、帰り皆さんお気をつけて帰ってください。本日はありがとうございました。

閉 会 午後4時59分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

杉本 訓規